

会員に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本水産工学会（以下、「本会」という。）の定款第 5 条から第 10 条の規定に基づき、会員の入会及び退会、ならびに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会の手続き)

第 2 条 本会の会員とは、定款第 6 条の規定により入会を承認されたものである。

2 定款第 5 条 2 項第 2 号に基づき学生（大学生，大学院生）は希望により学生会員になることができる。学生会員の資格を有する期間は入会年度内とするが、継続を希望する学生は会費を前納すれば再入会の手続を要しない。

(会費)

第 3 条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 7,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 機関会員 14,000 円
- (4) 賛助会員 28,000 円を 1 口とし、2 口（56,000 円）以上

(会費の納期)

第 4 条 会員は会費 1 年分を毎年、前年事業年度末までに前納しなければならない。

(会費の免除)

第 5 条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第 3 条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。

- (1) 免除すべき相当の事由があると認める会員
- (2) 名誉会員

(会員の特典)

第 6 条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 正会員，学生会員，名誉会員及び賛助会員は研究発表会において報告を行ない、又は別に定める投稿規程にしたがって原稿を会誌に投稿することができる。
- (2) 正会員，学生会員，賛助会員は本会が行う研究発表会，講演会，講習会，見学視察等の各種の行事に参加することができる。ただし、賛助会員については、1 口につき 2 名を正会員として参加を認める。

(3) 会員は本会の会誌（水産工学）の最新号をインターネット上で閲覧できる。ただし、機関会員、賛助会員の閲覧については、別に定める。

（学会誌の配布・販売）

第 7 条 機関会員及び賛助会員は、当該年において発行される学会誌の各号の配布を無料で受けることができる。

2 正会員は、非会員の販売価格の半額で購入できる。

3 会費を納入しない会員には、閲覧サービスを停止する。

（異動届及び変更届）

第 8 条 会員が異動などで住所や所属先等を変更する場合は、会員自ら速やかに日本水産工学会マイページから住所や所属先等を変更しなければならない。

2 機関会員又は賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは直ちにその旨を理事会に届け出なければならない。

（退会事由及び手続き）

第 9 条 会員は、定款第 8 条の規定に基づき、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 定款第 10 条の規定により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

3 会員資格を喪失した場合、未履行の義務を果たし、理事会の決議を経て会員資格を復することができる。

（改 廃）

第 10 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

（補 足）

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 本規則は、2024 年度の総会終了後から施行する。

